

名称	略称	日本 平成22年厚生労働省告示第336号 (2010)	US CPSC Improvement Act (2011)	EU Directive 2005/84/EC (2005)
フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)	DEHP	<ul style="list-style-type: none"> ・おもちゃに使用禁止 ・おもちゃは6歳未満が対象とされたもの ・規格値0.1% 	<ul style="list-style-type: none"> ・おもちゃ・育児用品に使用禁止。但し、子供に直接接触することのないそれらの構成部品を除外。 ・おもちゃは12歳以下、育児用品は3歳以下の子供を意図した製品 ・規格値0.1% 	<ul style="list-style-type: none"> ・おもちゃ・育児用品に使用禁止 ・おもちゃは14歳未満を対象とするもの ・規格値0.1%
フタル酸ジ-n-ブチル	DBP			
フタル酸-n-ブチルベンジル	BBP			
フタル酸ジ-i-ノニル	DINP	<ul style="list-style-type: none"> ・口にすることを本質とするおもちゃに使用禁止 ・おもちゃは6歳未満が対象とされたもの ・規格値0.1% 	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の口に含まれる可能性がある（1辺でも5cm未満のもの）おしゃぶり・育児用品に使用禁止。但し、子供の口に含まれても、子供に直接接触することのないそれらの構成部品を除外。（たとえば、おもちゃは口に含まれても、口に直接接触しないおもちゃ内部の部品などは除外される。） ・おもちゃは12歳以下、育児用品は3歳以下の子供を意図した製品 ・規格値0.1% 	<ul style="list-style-type: none"> ・子供により口に入れる可能性がある（1辺でも5cm未満のもの）おしゃぶり・育児用品に使用禁止 ・規格値0.1%
フタル酸ジ-i-デシル	DIDP			
フタル酸ジ-n-オクチル	DNOP			